日二新聞

定價一匁

第二輯

西垣文庫
文庫10
7356
2

特 文庫10
7356
2

日々新聞才二輯

慶應四戊辰壬四月廿二日
出板

○辰壬四月十五日出ル書付写

別紙ハ書付鎮撫惣督府より被仰達ハ条ハ
趣意柄厚く相心得弥以謹慎て致左ハ末く
ましや諭ハ板可申汝ハ
右之通田安中納言殿ら仁渡ハ百向く〳〵ふ
洩板てお觸ハ

壬四月

西園文庫

朝廷寛典之
古處置をハ徳川家名被立下ハ百上下一同謹慎
て所左右先達而被為達置ハ然ル変其以後狂脱
走し者共多くし近日所くゟ屯集暴議を企ハ近全徳
川家名と付疑念を抱ハより右し所業ゟも出り
ハ前頭し始末と所き主人□□恭順一途之素
意ゟ相戻り自然結局し所至ゟ延緩こ成
上下一同安堵し場と至り兼ての百向後愈以
恭順心得遠慮し杜末く迫篤ゟ諭し謹慎之実
行十目同視し上家名ハ勿論相続知行高ハ速ま

御定裁て有之ハ間敷不抱疑念各箇恭順可致在
ハ様
大総督宮　市沙汰し事

辰閏四月

東海道鎮撫府
総督ゟ印

○常州下館の報告
四月廿五六日頃ゟ徳川脱走人と唱ハ柏原森
黒川小市、外拾人當下鉞城ハ越し我ハ惣裁の

命より内て吋城を釣り領地を支配すべしとや入城いたし支より領分中より軍用金三千両可差出と觸を廻し剌さへ土蔵杯を勝手に押明け重物の類を取出し甚乱暴の振舞有之はよ付必何よと胡乱のものと落し取斗カを水戸表へ御伺はは処多海石捕吟味いたすべき旨沙汰より付直ち捕吟味を遂げはへと何者とも不相分由へ柏原黒川の両人ハ首を刎ね外拾人ハ當月十二日皮軍へ差出とお成やは

○

浦賀に番所清水の為先鍋嶋家の人数因所に入来り當月十二日引渡し相濟し地役人の内すて共カ同心とも七人あとより留る餘ハ不残海陸より江戸へ帰るより右の内海路を帰るもの百三十人皆四天艦より打乗りて浦賀を出帆すると跡よりのちなる女子供又ハ市中のもの共れなを惜しみ永年居所の役人より書るものかなしとて皆海岸より立ハで声を何て泣くさ何を手を出して招くさ巧りて其有様ハ云もと哀れなる思ひさりし由

○當壬四月十日發にて羽州上ノ山當人より

の來状拔書

さて當國庄内ニ脱走二千五百人（是ハ先達て酒井家より脱走いたし候）

（去り勅使九條様ゟ陳奥州白石ニ御滞在ニ在候よし）寒河江（さがえ）并柴橋へ（此節ハ御代官不在ニ付酒家持ニ預○庄内様下より六十里余）

出張致此所先陣既に官軍方へ内引返

ま相成候地あまりに寸なく人数押来りて再ひ此

をも取戻しより壬四月四日夜ちかく天童へ押寄

せ戦争に及ひ候脱走共兵厳しく城下を焼立候

へハ全除方終に落城に及ひ候よし猶て山形も

同しく開城のよし夫より新庄へ差向ケ拵如中

候同八日長泥（ながどろ）と申所へ打入りけりの戦争早朝

より始り脱兵勝利の趣又庄内二番手の兵山形

ちかく高玉村陳所まて切入ほとて寄付風才に

いざく又上山にハ家中町方とも一同家財取

片附に相成り中ハ不右同所にハ法加勢として

官軍方仙臺様の人数三百五十人黒田様二百人

長州様に五十人薩州様に五十人米沢様廿人

（但シ米沢様ハ上ノ山庄より頼ニ依而此方と）右の人数みの先此原まて繁橋ハ

さし右同所陣園メら成ト二付右以庄内勢采ふ

中ハ

右の文甚タ粗漏ニして事実委しきを得さるを
ゝ〻を作記載せり亦友ゝし精密をはかるに幸
ニおもはせ玉ふへし

○京師ニ於て被仰出ハ御書付の写

先般
御誠誓之旨ニ被為基此度還幸之上ニ
思召を以不日二條城へ
玉座を被為移萬機親しく被
聞召猶餘暇を以文武御講究ニて為遊ハ旨ハ
仰出ル弥以公卿諸侯士民ニ至ル迄可有勉励
ハ沙汰ハ事

壬 四月

○

此度大総督宮ゟ言上の趣ト有之ロロ降伏謝罪
奉仰
天裁ハ〻ハ非常至仁之
叡慮を以寛典之御所置ニ為有之旨被
還幸ニ為有之旨被
仰出ハ事
仰出依之来ル七日

後四月

○顔さくら　よろ人さくら

萎まくさ枯うきぬやしきの陰なく

あるはせしもめる世とハなりまき

ぎんまりの沈とをきてよろ人さくら

月の中の元結さくらて黒つうの

うたをしくる世となりみけるなり

0